

荒川区学童クラブ運営業務委託に係る職員配置最低基準

平成27年 1月16日

26荒子児第2069号

(子育て支援部長決定)

平成30年1月26日一部改正

平成31年4月 1日一部改正

令和2年3月11日一部改正

令和3年1月12日一部改正

(主旨)

第1条 荒川区学童クラブの運営に関する条例（平成10年荒川区条例第35号）第11条に基づき、荒川区（以下「区」という。）が学童クラブ事業（以下「事業」という。）の運営業務を法人その他の団体（以下「受託者」という。）に委託する場合において、受託者が事業の運営上遵守すべき職員配置の最低基準を定める。

(放課後児童支援員の配置基準)

- 第2条 受託者は学童クラブ事業所（以下「事業所」という。）ごとに、放課後児童支援員及び補助員（放課後児童支援員が行う支援員について放課後児童支援員を補助する者をいう。以下「補助員」という。）を別表1に掲げる員数以上おかななければならない。
- 2 前項の規定に関わらず、荒川区放課後子ども教室事業実施要綱（平成26年11月25日付26荒子児第2608号決定）に基づく放課後子ども教室事業と一体的に運営する事業所については、放課後児童支援員及び補助員を別表2に掲げる員数以上おくものとする。

(資格要件)

第3条 放課後児童支援員は、荒川区学童クラブの設備及び運営の基準に関する条例（平成26年荒川区条例第22号）第10条第3項に規定する資格等を有した者でなければならない。

(職員の専任義務)

- 第4条 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 2 第1項の支援の単位は、学童クラブにおける支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。

(委託料の積算)

第5条 委託料積算に係る職員配置最低基準は、これを年度ごとに積算するものとする。

- 2 最低基準の判定にあたっては、当該委託年度の業務に係る事業の利用児童数をもとに積算す

るものとする。

- 3 利用児童数は、学童クラブ利用承認決定日（二次募集をする事業所においては、二次募集の利用承認決定日）における利用承認予定児童数とする。
- 4 第2項及び第3項の規定に関わらず、別表1を適用する事業所のうち、利用承認予定児童数が定員を下回った事業所であって、利用承認予定児童数が定員の95%以上である事業所については、事業所における柔軟かつ安定した事業運営体制を担保するため、定員により積算することができるものとする。

（加配基準）

- 第6条 第2条の規定に関わらず、個別の支援を要する児童が事業を利用する事業所においては、荒川区学童クラブにおける障がい児の受け入れに関する要綱（平成11年3月30日付け10荒地区発第240号決定）に基づく障がい児等保護審査会の審査結果を参酌し、第2条に定める基準に加えて、必要な補助員（以下「個別支援補助員」という。）を配置することができる。
- 2 前項により個別支援補助員を加配する場合であって、その員数が5名以上の場合については、5名につき1名が、第3条に規定する資格要件等を満たした者でなければならない。

（委任）

- 第7条 この基準に定めるもののほか、事業の運営を委託するにあたり必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

別表1（第2条関係）

利用児童数	放課後児童支援員の数	補助員の数
47人まで	2人	0人
48人～59人		2人
60人～75人	3人	1人
76人～79人		2人
80人～87人	4人	0人
88人～95人		1人
96人～99人		2人
100人～115人	5人	1人
116人～119人		2人
120人～127人	6人	0人
128人～135人		1人
136人～139人		2人
140人～143人	7人	0人

別表 2（第 2 条関係）

登録児童数	放課後児童支援員の数	補助員の数
4 7 人まで	2 人	0 人
4 8 人～7 5 人	2 人	2 人
7 6 人～9 5 人	3 人	2 人
9 6 人～1 1 5 人	3 人	3 人
1 1 6 人～1 4 3 人	4 人	3 人

附 則

（施行期日）

この基準は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 2 7 年度の事業の運営業務を委託するにあたり必要な準備行為に係る規定は、公布の日から施行する。

附 則

この基準は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 3 0 年度の学童クラブ事業の運営を委託するにあたり必要な準備行為に係る規定は、公布の日から施行する。

附 則

この基準は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。